

製材 J A S 認定のプロセス

プロセス	内容（●申請者 ◆登録認定機関）
①問い合わせ・契約	●申請者は全木検（登録認定機関）から認定情報の提供を受ける。 ●第三者検査機関と検査委託を締結する。（Ｂタイプ）
②申請の準備	●品質管理、格付、乾燥・保存処理等の資格者について確認する。 ●公的試験機関で木材水分計（含水率計）、機械等級区分装置等の事前試験を実施する。（人工乾燥処理製材、天然乾燥処理製材、機械等級区分製材の場合） ●申請品目の製造管理データ（２ヶ月分以上）を整備する。
③申請と受付	●認定申請書を提出する。 ●◆全木検との認定合意書を締結する。 ●第三者検査機関との契約書（写）を添付。（Ｂタイプ） ◆申請受付の連絡と認定手数料等を請求する。
④書類審査	◆審査員・検査員の通知ほか書類審査計画書を送付する。 ◆書類の適合性を審査し、結果を通知する。
⑤実地調査・製品検査	◆実地調査計画書を送付する。 ◆実地調査及び製品検査・試験の適合性を審査し、結果を通知する。 ◆是正事項ある場合、是正処置の内容を確認する。
⑥審査の判定	◆適合性の審査結果及び是正処置の確認をもとに審査・判定委員会で適合性を総合判定する。 ◆判定の結果、認定の可否を通知する。
⑦認定の登録	◆認定事業者の遵守事項を通知する。 ◆認定事業者を登録する。 ◆認定通知書、認定証を交付する。
⑧認定の報告・公表	◆認定に係る所定事項を農林水産大臣に報告する。 ◆認定事業者をホームページに公表する。

ア ①のBタイプについて

認定工場等の種類で、Bタイプ工場は、格付のための製品検査を第三者検査機関に委託する認定工場等のこと。

Aタイプ工場は格付のための製品検査を自ら行う認定工場等のこと。

イ ①の第三者検査機関について

全木検（登録認定機関）は、Bタイプ認定工場等が格付のための検査業務を委託する検査機関として全木検第三者検査機関及び都府県木（協）連等第三者検査機関を認可しています。

ウ ②の資格者について

認定申請にあたって、予め、全木検が実施する資格者養成研修会を修了した格付検査担当者及び品質管理責任者その他の担当者を置いて、申請のための製造管理データを整備することが必要です。

エ ②の公的試験機関について

認定工場等で品質管理のために使用する木材水分計（含水率計）及び機械等級区分装置は、認定申請に当たって都府県試験機関等の公的試験機関に依頼して品質管理基準の決定を行う必要があります。